

和光市告示第207号

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する市税の申告等の期限の指定について

平成30年11月9日

和光市長 松本 武洋

和光市税条例（昭和38年条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項（災害等による期限の延長）の規定により、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、平成30年7月24日和光市告示第151号において別に定めることとされている期日は、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日とする。

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	倉敷市真備町